

平成26年7月2日
関東森林管理局

森林土木工事（治山工事）に係わる入札に参加を希望される方へ

今般、他局管内の海岸防災林復旧工事において、受注者が森林法に基づく林地開発許可や採石法に基づく採取計画の認可を得ずに採取された土砂を一部使用していたことが報道されたところです。

このため、関東森林管理局では、違法に採取された土砂の使用を防ぐため、今後の工事において採取された土砂を使用する場合の取扱いについては、特記仕様書において下記のとおり定めたのでお知らせします。

記

工事に使用する土砂における提出書類

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書等の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第33条による採取計画認可書並びに森林法第10条の2による林地開発許可書又は小規模林地開発行為の届出を地方公共団体が定めている場合は、その届出書）

また、土砂が採取された箇所に係る情報として、所在場所、位置図、開発許可された現地の状況（概況、設置標識）写真について併せて提出しなければならない。

お問い合わせ先
関東森林管理局
計画保全部治山課
TEL 027-210-1190